

# 兵庫県公報

令和5年3月31日 金曜日 第10号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院局組織規程等の一部を改正する管理規程 .....	1

## 病院局管理規程

病院局組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

### 兵庫県病院局管理規程第3号

#### 病院局組織規程等の一部を改正する管理規程

(病院局組織規程の一部改正)

第1条 病院局組織規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第4条の表管理課の項中「組織・給与班」を「組織給与班」に改める。

第10条の表県立尼崎総合医療センターの款中

「

リハビリテーション部	リハビリテーション課
------------	------------

」

を

「

リハビリテーション部	
Q I 推進室	

」

に改め、同表県立西宮病院の款中

「

検査・放射線部	
リハビリテーション部	リハビリテーション課

」

を

「

検査部	
放射線部	
リハビリテーション部	

」

に改め、同表県立加古川医療センターの款中

「

検査・放射線部	
リハビリテーション部	リハビリテーション課

」

を

「

検査部	
放射線部	
リハビリテーション部	

」

に改め、同表県立はりま姫路総合医療センターの款中

「

検査・放射線部	
リハビリテーション部	リハビリテーション課

」

を

「

検査部	
放射線部	
リハビリテーション部	

」

に改め、同表県立丹波医療センターの款中

「

検査・放射線部	
リハビリテーション部	リハビリテーション課

」

を

「

検査部	
放射線部	
リハビリテーション部	

」

に改め、同表県立淡路医療センターの款中

「

検査・放射線部	
リハビリテーション部	リハビリテーション課

」

を

「

検査部	
放射線部	
リハビリテーション部	

」

に改め、同表県立ひょうごこころの医療センターの款中

「

地域ケア部	リハビリテーション課
-------	------------

」

を

「

地域ケア部	
-------	--

」

に改め、同款中

「

検査・放射線室	
---------	--

」

を

「

検査室	
放射線室	

」

に改め、同表県立こども病院の款中

「

検査・放射線部	
リハビリテーション部	リハビリテーション課

」

を

「

検査部	
放射線部	
リハビリテーション部	

」

に改め、同表県立がんセンターの款中

「

リハビリテーション部	リハビリテーション課
------------	------------

」

を

「

リハビリテーション部	
------------	--

」

に改め、同表ゲノム医療・臨床試験センターの項中「臨床試験管理課」を「臨床試験管理課 ゲノム医療調

整課」に改める。

第12条中「県立姫路循環器病センター」を「県立はりま姫路総合医療センター」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条の見出し及び同条中「検査部」を「検査部又は検査室」に改める。

第16条の見出し及び同条中「放射線部」を「放射線部又は放射線室」に改める。

第17条を次のように改める。

(Q I 推進室の業務)

第17条 Q I 推進室においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 病院機能の分析、改善に関すること。
- (2) 医療サービスの質の向上及び指導に関すること。

第31条の2中「技師」を「技能主任、技能副主任又は技能主事」に改める。

第33条の表部長又は検査・放射線室長の款を次のように改める。

部長又は検査室長若しくは放射線室長	県立病院及び県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターの部又は県立ひょうごこころの医療センターの検査室若しくは放射線室	上司の命を受け、部又は検査室若しくは放射線室の業務を掌理する（次条に掲げる部長の職務を除く。）。
-------------------	--	--

第34条の表次長の款中「県立尼崎総合医療センター」の右に「Q I 推進室、」を加え、「県立淡路医療センター」の右に「医療安全部及び」を加え、同表科部長又はセンター部長の款中「県立病院の診療部の科及び腎移植センター、県立病院の検査・放射線部、」を「県立病院の診療部の科、腎移植センター、検査部及び放射線部、」に、「県立加古川医療センターの生活習慣病センター、リウマチ膠原病センター及び救命救急センターの科、県立はりま姫路総合医療センターの糖尿病・内分泌センター、心臓血管センター、脳卒中センター、救命救急センター、臨床研修センター及び認知症疾患医療センターの科」を「県立加古川医療センターの救命救急センターの科並びに生活習慣病センター及びリウマチ膠原病センター、県立はりま姫路総合医療センターの糖尿病・内分泌センター、心臓血管センター、脳卒中センター及び救命救急センターの科並びに臨床研修センター及び認知症疾患医療センター」に改め、同表放射線技師長の款中「検査・放射線部、放射線部又は検査・放射線室」を「放射線部又は放射線室」に改め、同表検査技師長の款中「検査・放射線部、検査部又は検査・放射線室」を「検査部又は検査室」に改め、同款の次に次のように加える。

療法士長	県立病院のリハビリテーション部	上司の命を受け、リハビリテーションに関する担当業務を掌理する。
------	-----------------	---------------------------------

第34条の表技師長補佐の款中「検査・放射線部、放射線部、検査部、検査・放射線室」を「検査部、放射線部、検査室、放射線室」に改め、同表次長補佐の款を次のように改める。

療法士長補佐	県立病院のリハビリテーション部	上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。
副療法士長	県立病院のリハビリテーション部	上司の命を受け、リハビリテーションに関する担当業務を掌理し、又は処理する。

第34条の表医事指導専門員の款を次のように改める。

医事指導専門員	県立病院	上司の命を受け、医事指導に関する業務を処理する。
医事企画専門員	県立病院	上司の命を受け、医事に関する業務を処理する。

第34条の表救命救急専門員の款の次に次のように加える。

総務部専門員	県立病院	上司の命を受け、総務部に関する業務を処理する。
総務事務専門員	県立病院	上司の命を受け、総務事務に関する業務を処理する。
業務支援専門員	県立病院	上司の命を受け、業務支援に関する業務を処理する。
看護業務専門員	県立病院	上司の命を受け、看護に関する業務を処理する。
薬剤業務専門員	県立病院	上司の命を受け、薬剤に関する業務を処理する。
検査業務専門員	県立病院	上司の命を受け、検査に関する業務を処理する。
放射線業務専門員	県立病院	上司の命を受け、放射線に関する業務を処理する。
リハビリテーション専門員	県立病院	上司の命を受け、リハビリテーションに関する業務を処理する。

第34条の表医長の款中「県立病院の診療部の科及び腎移植センター、県立病院の検査・放射線部」を「県立病院の診療部の科、腎移植センター、研究部、検査部及び放射線部」に、「県立加古川医療センターの生活習慣病センター、リウマチ膠原病センター及び救命救急センターの科、県立はりま姫路総合医療センターの糖尿病・内分泌センター、心臓血管センター、脳卒中センター、救命救急センター、臨床研修センター及び認知症疾患医療センターの科」を「県立加古川医療センターの救命救急センターの科並びに生活習慣病センター及びリウマチ膠原病センター、県立はりま姫路総合医療センターの糖尿病・内分泌センター、心臓血管センター、脳卒中センター及び救命救急センターの科並びに臨床研修センター及び認知症疾患医療センター」に改め、同表主任放射線技師の款を次のように改める。

副放射線技師長又は主任放射線技師	県立病院の放射線部又は放射線室（県立粒子線医療センターにあっては放射線技術部、県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターにあっては医療部）	上司の命を受け、放射線に関する担当業務を掌理し、又は処理する。
------------------	--	---------------------------------

第34条の表主任検査技師の款を次のように改める。

副検査技師長又は主任検査技師	県立病院の検査部、検査室又は県立丹波医療センターの総合診療センター	上司の命を受け、検査に関する担当業務を掌理し、又は処理する。
----------------	-----------------------------------	--------------------------------

第35条中「技師」を「技能主任、技能副主任又は技能主事」に改める。

（病院事業職員の給与に関する規程の一部改正）

第2条 病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 技能労務職給料表級別標準職務表（別表第7の2）

第4条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 技能労務職給料表級別職務区分表（別表第10の2）

第6条中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員」に改める。

第12条第2項中「事務所、病院等を異にする異動又は在勤する事務所、病院等の移転に伴い、所在する地

域を異にする事務所、病院等に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で給与規則第29条2の3で定めるもののうち、」を削り、「、当該異動又は事務所、病院等の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして給与規則第29条の3で定める住居を含む。）からの」を「給与規則第29条の2の3で定めるもののうち、」に改める。

第13条第1項第2号中「単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則」を「技能労務職員の給与等に関する規則」に改め、「単純労務職員給与規則」を「技能労務職員給与規則」に改める。

第40条第5項第5号及び第6号中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改める。

第45条の次に次の条を加える。

（特定理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第45条の2 退職した者の基礎在職期間（退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第7条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。）中に、地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等、附則第40条項の規定による給料月額の改定及び職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後に当該職員の申出に基づき行われる降任を理由（以下「特定理由」という。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該特定理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該特定理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
  - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
  - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

第46条第1項中「前条」を「第45条」に改め、「その年齢が50年以上であるもの」を「その年齢が50年以上であるもの（以下「定年前早期退職者」という。）」に改め、同条第2項の次に次の項を加える。

- 3 定年前早期退職者に対する前条の規定の適用については、同条第1号中「及び特定減額前給料月額」とあるのは「並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、同条第2号中「退職日給料月額に、」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、」と、同号イ中「前号に掲げる額」とあるのは「その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額」とする。

第47条の2を次のように改める。

第47条の2 第45条の2の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる第45条の2第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、第45条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第45条の2第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第47条の2の次に次の条を加える。

第47条の2の2 定年前早期退職者に対する前2条の規定の適用については、第47条中「第43条から第45条まで」とあるのは「第46条第1項の規定により読み替えて適用する第45条」と、「退職日給料月額」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、「これらの」とあるのは「第46条第1項の規定により読み替えて適用する第45条の」と、第47条の2中「第45条の2（）」とあるのは「第46条第3項の規定により読み替えて適用する第45条の2（）」と、「第45条の2第2号イ（）」とあるのは「第46条第3項の規定により読み替えて適用する第45条の2第2号イ（）」と、

「第45条の2の」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用する第45条の2の」と、同条第1号中「次号において同じ。」とあるのは「以下この号及び次号において同じ。」及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、同条第2号中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、「第45条の2第2号イ」とあるのは「第46条第3項の規定により読み替えて適用する第45条の2第2号イ」と、「及び退職日給料月額」とあるのは「並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、「当該割合」とあるのは「当該同項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合」とする。

第47条の3第2項中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員」に改める。

第47条の4第1項中「第45条及び前条の規定にかかわらず、」を「第45条、第45条の2及び前条の規定にかかわらず、」に改める。

第70条第1項第4号中「(別表第3)」を「(別表第4)」に改め、「第1」を「1級」に改める。

第79条第1項中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員」に改める。

附則第4項中「第43条から第46条までの規定」を「第43条から第46条まで又は附則第79項及び附則第81号から第86号までの規定」に改める。

附則第5項中「同項の規定」を「同項、第45条の2又は附則第79項並びに附則第84項及び附則第85項の規定」に改める。

附則第6項中「第45条の規定」を「第45条又は附則第82項の規定」に改める。

附則第11項中「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間」に、「100分の12」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号加える。

(1) 次に掲げる職員 100分の12

ア 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が8級以上であるもの

イ 看護職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上であるもの

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の8

附則第15項中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員」に改める。

附則に次の9項を加える。

(附則第40項の規定の適用を受ける職員の管理職手当)

78 附則第40項の規定の適用を受ける職員に対する第17条の規定の適用については、当分の間、「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

(退職手当等受給退職をしたことがある者の退職手当の特例)

79 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となった者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において、職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この規程による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職をし、かつ、当該退職（以下「退職手当等受給退職」という。）の日又はその翌日に職員又は職員以外の地方公務員等となったことがあるものが退職した場合におけるその者（以下「退職手当等受給後退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、第43条から第45条までの規定にかかわらず、退職日給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者に対する退職手当の基本額が第43条から第45条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

(2) その者が退職手当等受給退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間が当該給与に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該退職手当等受給退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に相当する月数）をこの規程により計算した勤続期間とみなし、かつ、当該退職手当等受給退職の日におけるその者の給料月額を基礎として、第43条から第45条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の当該退職手当等受給退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（退職手当等受給

- 退職を2回以上した者については、それぞれの退職手当等受給退職に係る当該割合を合計した割合)
- 2 退職手当等受給後退職者の基礎在職期間中に、特定理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、特定減額前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第45条の2及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。
- (1) 特定減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- ア その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第43条から第45条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の特定減額前給料月額に対する割合
- イ 前項第2号に掲げる割合
- (基礎在職期間中に給料月額の減額改定がなされた場合における差額相当額の取扱い)
- 80 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で任命権者が別に定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第47条の4第2項に規定する基本給料額に含まれる給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額については、この限りでない。
- (60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合の特例)
- 81 当分の間、第44条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第43条の規定の適用については、同条第1項中「又は第45条」とあるのは、「、第45条又は附則第81項」とする。
- 82 当分の間、第45条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第43条の規定の適用については、同条第1項中「又は第45条」とあるのは、「、第45条又は附則第82項」とする。
- 83 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- (1) 令和4年改正条例第1条の規定による改正前の定年条例第3条第1号に掲げる職員のうち、病院及び診療所において医療業務に従事する職員
- (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として管理者が別に定める職員
- (職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 84 附則第40項の規定による給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 85 第43条第1項に規定する給料月額には、附則第42項又は附則第44項若しくは附則第45項の規定により支給される給料を含むものとする。
- (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する経過措置)
- 86 当分の間、勸奨を受けて退職した職員に対する第46条及び第47条の2の2の規定の適用については、第46条第1項中「定年条例第2条の規定による定年退職日」とあるのは「60歳（令和4年改正条例第1条の規定による改正前の定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員にあっては、65歳）に達した日以後における最初の3月31日」と、「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳（令和4年改正条例第1条の規定による改正前の定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員にあっては、65歳）」と、第47条の2の2中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳（令和4年改正条例第1条の規定による改正前の定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員にあっては、65歳）」と、「同号イ」とあるのは「第45条の2第2号イ」とする。
- 別表第4を次のように改める。



別表第4（2条関係）

技能労務職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
	45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
	46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
	47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
	48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
	49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
	50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
	51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
	52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
	53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
	54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
	55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
	56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
	57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
	58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
	59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
	60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100

	61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
	62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
	63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
	64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
	65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
	66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
	67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
	68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	215,800	253,100	282,500	311,300	358,900
	71	216,100	253,500	283,300	311,800	359,400
	72	216,400	253,900	284,000	312,300	359,900
	73	216,600	254,100	284,800	312,600	360,300
	74	217,000	254,500	285,500	313,100	360,800
	75	217,400	255,000	286,300	313,600	361,300
	76	218,000	255,500	287,100	314,000	361,800
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	77	218,200	255,800	287,700	314,200	
	78	218,700	256,200	288,200	314,500	
	79	219,100	256,700	288,700	314,800	
	80	219,500	257,200	289,100	315,100	
	81	220,000	257,500	289,500	315,400	
	82	220,300	257,800	289,900	315,700	
	83	220,600	258,100	290,400	316,000	
	84	221,000	258,400	290,900	316,300	
	85	221,500	258,600	291,300	316,500	
	86	221,900	258,800	291,900	316,900	
	87	222,300	259,100	292,500	317,200	
	88	223,000	259,400	293,100	317,400	
	89	223,400	259,600	293,400	317,600	
	90	223,900	259,800	293,900	317,900	
	91	224,400	260,200	294,400	318,200	
	92	224,800	260,400	294,800	318,500	
	93	225,100	260,700	295,200	318,700	
	94	225,500	261,100	295,700	319,000	
	95	225,900	261,400	296,200	319,300	
	96	226,200	261,700	296,700	319,500	
	97	226,500	261,900	297,000	319,700	
	98	226,900	262,200	297,400	320,000	
	99	227,300	262,400	297,900	320,300	
	100	227,700	262,700	298,400	320,500	
	101	228,100	263,000	298,800	320,700	
	102	228,500	263,200	299,200		
	103	228,900	263,500	299,500		
	104	229,300	263,800	299,800		
	105	229,700	264,000	300,100		
	106	230,200	264,200	300,500		
	107	230,500	264,500	300,900		
	108	230,900	264,700	301,300		
	109	231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		

	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第7の次に次の別表を加える。

別表第7の2（第3条関係）

技能労務職給料表級別職務表

職務の級	標準職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	職務の複雑、困難及び責任の度が前項より高度であると管理者が認める職務
5級	(1) 調理長、洗濯長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と管理者が認める職務

別表第8 県立病院又は附属診療所の項6級の欄中

「専門員」

を

「専門員

療法士長

副療法士長

副技師長」

に改め、同項7級の欄中

「技師長」

を

「技師長

療法士長」

に改め、

「次長補佐」

を

「療法士長補佐」

に改める。

別表第9 県立尼崎総合医療センターの項4級の欄中

「診療部長」

を

「診療部長

Q I 推進室長」

に改め、同表県立西宮病院の項3級の欄及び4級の欄中「救命救急センター次長」を削り、同表県立加古川医療センターの項3級の欄及び4級の欄中

「救急救命センター長」

を

「救命救急センター長」

に改め、同表県立西宮病院の項、県立加古川医療センターの項、県立はりま姫路総合医療センターの項、県立丹波医療センターの項、県立淡路医療センターの項及び県立こども病院の項の3級の欄及び4級の欄中

「検査・放射線部長」

を

「検査部長

放射線部長」

に改める。

別表第10の次に次の別表を加える。

別表第10の2（第4条関係）

技能労務職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	1級	2級	3級	4級	5級
本庁	技能主事	技能副主任	技能主任		
県立病院又は附属診療所	技能主事	技能副主任	技能主任		調理長 洗濯長

別表第11 正規の試験の款中「行政A（大卒程度）」の右に「・経験者」を加え、同款経験者Aの項、経験者Bの項及び社会人経験者の項を削る。

別表第14条を次のように改める。

別表第14条（第5条関係）

技能労務職給料表初任給基準表

職種	初任給
技能労務職	1級17号給

別表第16 地方機関の款中「県立尼崎総合医療センターの難病相談センター長」を「県立尼崎総合医療センターのQ I 推進室長、難病相談センター長」に改め、「検査・放射線部長、」を削り、「精神科救急医療センター長及び検査・放射線室長」を「精神科救急医療センター長、検査室長及び放射線室長」に改め、「リハビリテーション部次長」を「療法士長（行政職7級の者に限る。）」に改め、「センター次長（医師・歯科医師職3級、行政職7級及び看護職5級の者に限る。）」の右に「県立尼崎総合医療センターのQ I 推進室次長、」を加える。

（病院事業職員の給与に関する規程の一部改正）

第3条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「次に掲げる業務に従事したときに」を「第1号若しくは第2号に規定する業務に従事したとき、又は第3号に規定する待機を行ったときに」に、「従事したときは」を「従事したとき、又は第3号に規定する待機を行ったときは」に改め、同項第2号中「除く。」を「含む。次号において同じ。」に改め、「救急医療その他の」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する業務に係る呼び出しに備え、時間帯を指定した予告を受け、正規の勤務時間以外の時間帯に自宅等において待機を行ったとき。

同条第2項中「規定する勤務」の右に「等」を加え、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前項第3号に規定する待機を行った場合 医師又は歯科医師である職員にあつては3,600円、その他の職員にあつては2,000円

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第4条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「9級」を「8級」に改める。

第40条第1項中「8級」を「7級」に改める。

第70条第1号中「2級」を「1級」に改める。

附則第11条第1号ア中「8級」を「7級」に改める。

別表第1中

「

2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
----	----	----	----	----	----	----	----	-----	------

」

を

「

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

」

に改める。

別表第5職務の級の欄中「2級」を「1級」に、「3級」を「2級」に、「4級」を「3級」に、「5級」を「4級」に、「6級」を「5級」に、「7級」を「6級」に、「8級」を「7級」に、「9級」を「8級」に、「10級」を「9級」に、「特10級」を「10級」に改める。

別表第8中

「

2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
----	----	----	----	----	----	----	----	-----	------

」

を

「

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

」

に改める。

別表第11初任給の欄中「2級」を「1級」に改める。

別表第16中「10級」を「9級」に、「9級」を「8級」に、「7級」を「6級」に、「8級」を「7級」に改める。

別表第16の2(1)行政職給料表職務の級の欄中

「

10級
9級
8級
7級

」

を

「

9級
8級
7級
6級

」

に改める。

別表第16の3(1)行政職給料表職務の級の欄中

「

10級
9級
8級
7級

」

を

「

9級
8級
7級
6級

」

に改める。

別表第17中

「

行政職給料表	職務の級 9級以上の職員	100分の20
	職務の級 8級の職員	100分の15
	職務の級 7級の職員	100分の10
	職務の級 6級及び5級の職員並びに 4級の職員	100分の 5

」

を

「

行政職給料表	職務の級 8級以上の職員	100分の20
	職務の級 7級の職員	100分の15
	職務の級 6級の職員	100分の10
	職務の級 5級及び4級の職員並びに 3級の職員	100分の 5

」

に改める。

(病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第5条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第26条の3第3項中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改める。

第26条の4第3項中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改める。

第27条の5第1項中「5年」を「10年」に改める。

(病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程の一部改正)

第6条 病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程（令和4年病院局管理規程第14号）を次のように改正する。

第1条附則第40項中「第3条第2号に掲げる職員」を「第3条第2号に掲げる職員に相当する職員として管理者が別に定める職員」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の規定 令和5年5月1日

(2) 第4条の規定 令和6年4月1日

(号給の切替え等)

2 第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正前の給与規程」という。）別表第4の技能労務職給料表の適用を受けていた職員の前日における職務の級（以下「新級」という。）及び号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてそ

の者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める職務の級及び号給とする。

（給料に関する経過措置）

- 3 施行日の前日から引き続き技能労務職給料表の適用を受ける職員のうち、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（以下「切替前給料月額」という。）（改正後の病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）附則第40項の規定の適用を受ける職員であっては、切替前給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする））に達しないこととなる職員（管理者が別に定める職員を除く。）には、令和10年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 施行日の前日から引き続き技能労務職給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以降に新たに技能労務職給料表の適用を受けることになった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に対する職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）第25条第5項（同条例第26条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、同条例第25条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と病院局組織規程等の一部を改正する管理規程（兵庫県病院局管理規程第16号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（退職手当の特例）
- 7 退職した者の基礎在職期間（職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）以下「退職手当条例」という。）第7条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）中に、附則第2項の規定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、切替前給料月額が退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第43条から第45条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。
  - (1) その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び切替前給料月額を基礎として、第43条から第45条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
  - (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
    - ア その者に対する退職手当の基本額が第43条から第45条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
    - イ 前号に掲げる額の切替前給料月額に対する割合
- 8 退職した者の基礎在職期間中に、附則第2項の規定によりその者の給料月額が減額されたことがあり、かつ、第46条に規定する特定理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、切替前給料月額が同条に規定する特定減額前給料月額（以下「特定減額前給料月額」という。）よりも多く、かつ、特定減額前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、同条及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる額
  - (2) 特定減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
    - ア その者が特定減額前給料月額に係る減額日（第46条に規定する減額日をいう。）のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第43条から第45条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の特定減額前給料月額に対する割合
    - イ 前項第2号イに掲げる割合
  - (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
    - ア 前項第2号アに掲げる割合
    - イ 前号アに掲げる割合
- 9 第46条第1項に規定する定年前早期退職者に対する前2項の規定の適用については、附則第7項第1号中「及び切替前給料月額」とあるのは「並びに切替前給料月額及び切替前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1

年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、同項第2号中「退職日給料月額に、」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、」と、同号イ中「前号に掲げる額」とあるのは「その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び切替前給料月額を基礎として、第43条から第45条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額」と、前項第2号中「特定減額前給料月額に、」とあるのは「特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、」と、同項第3号中「退職日給料月額」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。この場合において、退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が10年を超えるときは、その年数を10年として計算するものとする。

10 前項の場合においては、第46条の規定は、適用しない。

11 退職手当条例附則第10条の規定にかかわらず、第43条第1項に規定する給料月額には、附則第3項から第5項までの規定により支給される給料を含むものとする。

12 附則第7項から前項までに定めるもののほか、これらの規定による退職手当に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(給料月額の特例の適用除外)

13 改正後の給与規程附則第4項から第6項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第3条第5項又は定年条例等改正条例附則第9条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

(補則)

14 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程の一部改正)

15 病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程(令和4年病院局管理規程第14号)を次のように改正する。

附則第8項及び第9項を削る。

附則第10項中「第8号」を「次」に、「職員の給与等に関する条例」を「令和4年改正条例第5条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例」に改め、同項に次の各号を加え、同項を附則第8項とする。

(1) 令和4年改正条例附則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定による採用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「改正前の地公法」という。)第28条の2第1項の規定により退職した日(改正前の地公法第28条の3又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び改正前の地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は令和4年改正条例附則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

(2) 令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定による採用(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日(同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

附則第11項から第21項までを2項ずつ繰り上げる。



附則別表（附則第2項関係）

切 替 表		
旧 号 給	新 級	新 号 給
1	—	—
2	—	—
3	—	—
4	—	—
5	—	—
6	—	—
7	—	—
8	—	—
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	1	22
31	1	23
32	1	24
33	1	25
34	1	26
35	1	27
36	1	28
37	1	29
38	1	30
39	1	31
40	1	32
41	1	33
42	1	34
43	1	35
44	1	36
45	1	37
46	1	38
47	1	39
48	1	40
49	2	1
50	2	2
51	2	3
52	2	4
53	2	5
54	2	6
55	2	7
56	2	8
57	2	9
58	2	10
59	2	11
60	2	12

61	2	13
62	2	14
63	2	15
64	2	16
65	2	17
66	2	18
67	2	19
68	2	20
69	3	5
70	3	6
71	3	7
72	3	8
73	3	9
74	3	10
75	3	11
76	3	12
77	3	13
78	3	14
79	3	15
80	3	16
81	3	17
82	3	18
83	3	19
84	3	20
85	3	21
86	3	22
87	3	23
88	3	24
89	3	25
90	3	27
91	3	29
92	3	31
93	4	1
94	4	2
95	4	3
96	4	4
97	4	5
98	4	6
99	4	7
100	4	8
101	4	9
102	4	10
103	4	11
104	4	12
105	4	13
106	4	14
107	4	15
108	4	16
109	4	17
110	4	18
111	4	19
112	4	20
113	4	21
114	4	22
115	4	23
116	4	24
117	4	25
118	4	26
119	4	27
120	4	28

121	4	29
122	4	30
123	4	31
124	4	32
125	4	33
126	4	34
127	4	35
128	4	36
129	4	37
130	4	38
131	4	39
132	4	40
133	4	41
134	4	42
135	4	43
136	4	44
137	4	45
138	4	46
139	4	47
140	4	48
141	4	49
142	4	50
143	4	51
144	4	52
145	4	53
146	4	54
147	4	55
148	4	56
149	4	57
150	4	58
151	4	59
152	4	60
153	4	61
154	4	62
155	4	63
156	4	64
157	4	65
158	4	66
159	4	67
160	4	68
161	4	69
162	4	70
163	4	71
164	4	72
165	4	73
166	4	74
167	4	75
168	4	76
169	4	77
170	4	78
171	4	79
172	4	80
173	4	81
174	4	82
175	4	83
176	4	84
177	4	85

201	4	13
202	4	15
203	4	17
204	4	19
205	4	21
206	4	23
207	4	26
208	4	28
209	5	1
210	5	2
211	5	3
212	5	4
213	5	5
214	5	6
215	5	7
216	5	8
217	5	9
218	5	10
219	5	11
220	5	12
221	5	13
222	5	14
223	5	15
224	5	16
225	5	17
226	5	18
227	5	19
228	5	20
229	5	21
230	5	22
231	5	23
232	5	24
233	5	25
234	5	26
235	5	27
236	5	28
237	5	29
238	5	30
239	5	31
240	5	32
241	5	33
242	5	34
243	5	35
244	5	36
245	5	37
246	5	38
247	5	39
248	5	40
249	5	41
250	5	42
251	5	43
252	5	44
253	5	45
254	5	46
255	5	47
256	5	48
257	5	49
258	5	50
259	5	51
260	5	52

261	5	53
262	5	54
263	5	55
264	5	56
265	5	57
266	5	59
267	5	61
268	5	63
269	5	65
270	5	66
271	5	67
272	5	68
273	5	69
274	5	70
275	5	71
276	5	72
277	5	73
278	5	74
279	5	75
280	5	76
281	5	76
282	5	76
283	5	76
284	5	76
285	5	76
286	5	76
287	5	76
288	5	76
289	5	76
290	5	76
291	5	76
292	5	76
293	5	76
294	5	76
295	5	76
296	5	76
297	5	76
298	5	76
299	5	76
300	5	76
301	5	76
302	5	76
303	5	76
304	5	76
305	5	76
306	5	76
307	5	76
308	5	76
309	5	76